

長洲町「くらしにホッと商品券」配布事業実施要項

1 目的

物価高騰等に直面する町民を支援するため、町内の店舗で利用できる長洲町「くらしにホッと商品券（以下、商品券という。）」を配布し、日常生活の下支え及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 実施主体

長洲町

3 支援対象者

令和8年1月1日時点において、本町の住民基本台帳に記載されている者

4 商品券の概要

(1) 商品券の種類

1冊（券額面1,000円×10枚綴り）10,000円

（内訳）全店共通券 1,000円券×7枚 7,000円分

小規模店券 1,000円券×3枚 3,000円分

※「小規模店」とは、売場面積500m²未満の小規模店とする。

(2) 商品券の使用方法

① 額面（1,000円）未満の買い物で、商品券使用において釣り銭はでないものとする。

② 現金の払い戻しはできないものとする。（単なる換金は不可）

③ 本商品券は登録店舗の商品及びサービス等に使用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- ・商品券、ビール券、酒券、おこめ券、図書券、事業所が独自発行する商品券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・国や地方公共団体、公共料金の支払い、税金の納付等
- ・株式、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- ・電子マネーカード等への入金
- ・その他町長が特に指定するもの

(3) 使用期間（商品券の有効期間）

令和8年3月1日（日）から令和8年7月31日（金）まで

(4) 商品券の換金期間

令和8年3月9日（月）から令和8年8月31日（月）まで

(5) 登録店舗

・長洲町内に事業所を有する個人又は法人

・小規模店券の使用対象は、売場面積500m²未満の小規模店のみ

ただし、次の事業所を除く。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に

- 規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団に関する者
 - ③ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - ④ 長洲町の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者
 - ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3もしくは第198条または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者
 - ⑥ その他町長が不適当と認める者

5 配布方法等

(1) 配布開始

令和8年2月下旬から配布開始

(2) 商品券配布数

町民1人1冊を配布する。

(3) 商品券配布方法

町から世帯主宛に世帯員分の商品券を郵送する。

※本事業の経済効果測定のため、取扱店舗に対しアンケート調査を実施する。

※登録店舗募集及び店舗の責務、事業者の換金方法等は、別途「取扱店舗募集要項」に記載する。